

各 教 職 員 様

学長

本学における府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への
新規研究者登録基準について（通知）

「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」において所属研究機関が「研究者登録」を行う際の実施基準について（周知）（令和3年3月26日付け文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室事務連絡 以下「事務連絡」という）により、研究機関における「研究者登録」に関する標準的な実施基準が示され、自機関内でのルール等について所属する研究者等に広く周知することとされました。

本学ではこれまで、明文化された登録基準はなく、事務連絡に対応すべく、以下のとおり本学での新規研究者登録基準を示します。

1 研究者登録基準

本学で「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」に研究者番号を新規に登録する基準は、次のとおりとする。

- ・研究活動を職務に含むものとして、本学に所属する者。
（公的研究費等への応募の際は、別途研究倫理教育受講等が求められます。）

2 研究者登録の手順

以下の手順で研究者登録を行います。

①事務局から新規採用などの際に、教員の方に研究者番号の有無を確認します。

②研究者番号がない方に、事務局で e-Rad に新規研究者登録を行うことで、研究者番号が発行されます。